

龍雲院合同墓地管理規則

(目的)

第1条 龍雲院合同墓地管理規則（以下、「規則」という。）は、宗教法人龍雲院が管理する合同墓地の使用及び管理について明確な基準を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

(合同墓地の名称及び位置)

第2条 この合同墓地の名称は「龍雲院合同墓地」（以下「合同墓地」という。）とし、愛知県東海市大田町蟹田105番地に置く。

(管理者)

第3条 合同墓地の管理者は宗教法人龍雲院代表役員（龍雲院住職）（以下「管理者」という。）とする。

(合同墓地の使用許可及び使用者)

第4条 合同墓地の使用許可は管理者が行う。

2 合同墓地の使用者（以下「使用者」という。）は、管理者に使用の許可を受けなければならない。

(管理者の責務)

第5条 管理者は法令及び規則の定めるところに基づき、合同墓地管理に関する責任者として、合同墓地に関する実務を行い、合同墓地管理に必要な書類を整備し、区画台帳の管理を行なわなければならない。

(合同墓地の使用)

第6条 使用者は、龍雲院合同墓地使用許可証に記載された合同墓地の区画（以下「区画」という。）を、使用許可を受けた日から33年間継続して使用することができる。ただし、第11条の規定により使用許可が取消された場合を除く。

2 使用者は、焼骨の埋蔵以外に区画を使用してはならない。

3 管理者は、合同墓地の使用を許可するに際し、管理上必要のあるときは、使用者に対して、適時の措置を要求し、又は経費を負担させもしくは特別の条件を付すことができる。

4 既存の使用者についても、保安上あるいは公共性の上から判断して、必要のある場合は前項の規定を準用することができる。

5 使用者は、管理者の承諾を得ずに区画を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該区画を使用させてはならない。

6 使用者が死亡し、その地位を承継して区画の使用を継続する者がいない場合は、引き続き管理者の責任において第1項に規定する期間、この区画の使用を保証するものとする。

(使用期間経過後の改葬)

第7条 前条第1項に規定する使用期間の経過した区画の改葬については、使用者、被埋蔵者の申込者、埋蔵実行者、祭祀主宰者及び、被埋蔵者の縁故者等の承諾を必要としないで、管理者によって執行することができる。

2 管理者は、使用期間の経過した区画の石版を、宗教的尊厳を損傷しないようにして、龍雲院内の所定の安置場所に移設するものとする。

(宗教、宗旨及び供養)

第8条 使用者の宗教は仏教とする。

2 使用者の宗旨・宗派は不問とし、合同墓地前における曹洞宗以外の他の宗派による供養、法要については、これを認めるものとする。

3 使用者の、龍雲院檀信徒への入壇、宗派への帰依は希望者のみとする。

4 合同墓地の永代供養は、年1回春彼岸会に供養するものとする。ただし、法要は曹洞宗の教義に基づき行うものとする。

(刻字及び納骨)

第9条 使用者は、区画内又は合同納骨室へ埋蔵し、石版に刻字しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を得なければならない。

(被埋蔵骨の返還)

第10条 管理者は、既に合同納骨室に埋蔵された被埋蔵骨の返還の義務を負わない。

(合同墓地使用許可の取消)

第11条 管理者は、次に掲げる事項に該当したときには、合同墓地使用の許可を取消す事が出来る。

(1) 管理者の承認を得ずに合同墓地使用の権利を他人に譲渡したとき。

(2) 合同墓地を本来の目的以外に使用していると認めたとき。

(3) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)、墓地埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)及びこの規則に定められる事項に違

反し、管理者の勧告・指示に従わないとき。

(合同墓地の変更等)

第12条 管理者は、合同墓地管理上必要のある場合に、使用者の同意を得て区画の指定変え、改葬又は変更をする事が出来る。

(合同墓地の返還)

第13条 使用者は、区画が不用となったときは書面により直ちに管理者に届け出て、当該区画を原状に回復して返還しなければならない。

2 前項の場合においては、使用者は既に支払った使用料の返還を請求することはできない。

(合同墓地使用料及び埋蔵の場所)

第14条 合同墓地の新規使用者は合同墓地使用料を納付しなければならない。

2 前項の合同墓地使用料は、管理者の指定する日までに納付しなければならない。

3 合同墓地使用料の金額及び埋蔵の場所は、別表のとおりとする。

(合同墓地使用权の承継)

第15条 使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者がその地位を承継して区画の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、すみやかに管理者に届け出なければならない。

2 使用者の祭祀承継者が区画の使用を継続しない場合には、書面をもって管理者にその旨を届け出るものとする。

3 合同墓地使用权は、第1項の規定に定める場合の外、承継する事が出来ない。ただし、やむをえない特別の事由ある場合においては、親族または関係者は管理者の許可を得て、合同墓地使用权を継承する事が出来る。

附 則

1 この規則は平成21年10月1日より施行する。

2 この規則の変更をするときは龍雲院代表役員会の決議を経ることを要する。ただし、改正した規則は、龍雲院ホームページに掲載し、使用者に告知するものとする。

別表（第14条関係）

区画	合同墓地使用料	埋 蔵 の 場 所
A区画	365,000円	遺骨は、納骨から33年間石版内個室に安置し、それ以降は、合同納骨室に埋蔵するものとする。
B区画	233,000円	遺骨は、合同納骨室に埋蔵するものとする。
C区画	167,000円	遺骨は、合同納骨室に埋蔵するものとする。

備考

- 1 合同墓地使用料には、石版の刻字代金を含む。
- 2 合同納骨室へ納骨のみをする場合は、1霊120,000円とする。
- 3 A区画への追加の納骨は、1霊120,000円とし、石版への追加刻字は実費とする。